

資 産 課 税 課 情 報	第 13 号	令和 8 年 7 月 28 日	国 税 庁 資 産 課 税 課
---------------	--------	-----------------	--------------------

「租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて」の一部改正について（法令解釈通達）のあらまし（情報）

所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）、所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）及び公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）等の施行等に伴い、令和 8 年 6 月 25 日付課資 5－140 ほか 1 課共同「『租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて』の一部改正について」（法令解釈通達）により、所要の整備を行ったところであるが、そのあらましについて別添のとおり送付するので、執務の参考とされたい。

なお、単なる条項の異動等その改正の内容が形式的なものについては省略した。

目 次

〔措置法第 40 条第 1 項関係〕

1 公益を目的とする事業を行う法人	1
-------------------------	---

〔措令第 25 条の 17 第 1 項関係〕

5 贈与又は遺贈のあつた日	2
---------------------	---

〔措令第 25 条の 17 第 5 項第 2 号関係〕

14 公益法人等の福利厚生施設等として使用される場合	7
----------------------------------	---

〔措令第 25 条の 17 第 5 項第 3 号及び第 6 項関係〕

17 相続税等の負担の不当減少についての判定	8
19 の 3 信託行為の定めるところにより適正に運営される公益信託であるかどうかの判定	10
19 の 4 特別の利益を与えること	12
19 の 5 措令第 25 条の 17 第 6 項第 2 号への判定方法	14

〔措置法第 40 条第 3 項関係〕

23 の 3 主宰受託者の意義	15
-----------------------	----

〔措置法第 40 条第 8 項関係〕

39 贈与等の日	17
----------------	----

〔措置法第 40 条第 9 項関係〕

41 措置法第 40 条第 9 項に規定する贈与等の日	18
-----------------------------------	----

〔措置法第 40 条第 11 項関係〕

42 の 2 措置法第 40 条第 11 項に規定する認可の日	19
---------------------------------------	----

〔措置法第 40 条第 12 項関係〕

42 の 3 措置法第 40 条第 12 項に規定する公益信託の終了の日	21
--	----

この情報は、令和 8 年 7 月 1 日現在の法令等に基づいて作成している。

《省略用語例》

この情報において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示す。

措置法（措法）..... 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）

措置法令（措令）..... 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）

措置法規則..... 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）

公益信託法..... 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）

公益信託法規則……………	公益信託に関する法律施行規則（令和 7 年内閣府令第 63 号）
信託法……………	信託法（平成 18 年法律第 108 号）
公益認定法……………	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）
40 条通達……………	昭和 55 年 4 月 23 日付直資 2－181「租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて」（法令解釈通達）

〔措置法第 40 条第 1 項関係〕

(公益を目的とする事業を行う法人)

1 措置法第 40 条第 1 項第 1 号に規定する「公益を目的とする事業を行う法人（外国法人に該当するものを除く。）」とは、次に掲げる事業を行う法人をいい、当該事業の遂行に伴い収益を生じているかどうかを問わないのであるから留意する。

(1)・(2) . . .

※ 下線部分が改正部分である。

(改正)

(説明)

令和 6 年度税制改正において、措置法第 40 条第 1 項後段に規定する譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税特例」という。）の対象となる同項に規定する公益法人等（以下「公益法人等」という。）の範囲に、公益信託法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）の受託者（非居住者又は外国法人に該当するものを除く。以下「40 条対象受託者」という。）が追加された。

本項は、令和 6 年度税制改正前から非課税特例の対象であった「公益を目的とする事業を行う法人」の範囲を明らかにするものであるが、上記改正に伴い、当該法人が措置法第 40 条第 1 項第 1 号に定義されたことにより所要の改正を行った。

なお、令和 6 年度税制改正の解説（財務省）及び公益信託認可等に関する運用について（令和 7 年 12 月、内閣府公益認定等委員会・内閣府公益法人行政担当室）によれば、公益信託制度の見直し及び 40 条対象受託者が公益法人等の範囲に追加された経緯は以下のとおりである。

公益信託制度は大正 11 年の信託法（大正 11 年法律第 62 号）の制定以来、民間の資金を活用して公益的活動を行う手段として、公益認定法第 2 条第 3 号に規定する公益法人（以下「公益法人」という。）、特に公益財団法人と類似の社会的機能を果たしてきたが、その後抜本的な見直しが行われておらず、主務官庁ごとに許可基準が異なる場合があること等、旧公益法人と同様の主務官庁による許可制に対する問題点や、許可審査基準や税法の規定（昭和 62 年度税制改正において創設）の存在により、信託事務が助成金の支給等に、信託財産として受け入れる資産が金銭に、事実上限定されていること等が指摘されてきた。

こうした状況や公益法人制度の改正の経過等を踏まえ、法務省の法制審議会において、公益信託制度の見直しについて調査審議が行われ、平成 31 年 2 月に、次の内容を骨格とする「公益信託法の見直しに関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に答申された。

- (1) 公益信託の信託事務及び信託財産の範囲の拡大
- (2) 公益信託の受託者の範囲の拡大
- (3) 主務官庁による許可・監督制の廃止

その後、新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議の「最終報告（令和 5 年 6 月 2 日）」において、民間による社会的課題解決に向けた公益的活動をより一層活性化する観点から、法制審議会の答申を踏まえ、「公益信託制度を公益認定制度に一元化し、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みとすることで、民間による公益的活動に関する選択肢を多様化し、活性化するための環境を整備する。」など公益信託法改正の方向性が示された。

これを受けて、公益を目的とする信託による事務の実施を促進して、活力ある社会を実現するため、公益信託の引受けの許可及びこれに対する監督を主務官庁の裁量により行うこととしていた公益信託に関する制度を改め、公益信託の認可及びこれに対する監督を公益認定等委員会等の関与の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度を創設する等の措置を講ずること等を内容とする「公益信託に関する法律」及び関係政省令が公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとされた。

令和 6 年度税制改正においては、上記の公益信託制度の改正により、公益信託は公益法人と共通の枠組みでその認可・監督が行われ、公益性が担保されることも踏まえ、公益法人と同等の措置を講ずる観点から、公益信託に対する一定の財産の拠出を非課税特例の対象とする等の改正が行われた。

なお、令和 7 年度税制改正においても、同様の趣旨から、承認特例^(注)の対象となる公益法人等の範囲に公益信託の受託者が追加されている。

(注)「承認特例」とは、非課税特例の適用に係る承認申請書の提出があった日から 1 か月（一定の場合には、3 か月）以内に国税庁長官の承認又は不承認の決定がなかった場合に当該承認があったものとみなす特例をいう（措令 25 の 17⑦～⑨）。

(贈与又は遺贈のあつた日)

5 措令第 25 条の 17 第 1 項に規定する「贈与又は遺贈のあつた日」とは、次に定める日後に当該贈与又は遺贈の効力が生ずると認められる場合を除き、次に掲げる贈与又は遺贈の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいうものとして取り扱う。

(1) (2)に掲げる贈与又は遺贈以外のもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

イ . . .

ロ . . .

(注) . . .

① 特定一般法人（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 2 に掲げる一般社団法人及び一般財団法人で、同法第 2 条第 9 号の 2 イ（定義）に掲げるものをいう。以下同じ。）

② 学校法人（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条（定義）に規定する学校法人をいう。以下同じ。）

③ 社会福祉法人（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条（定義）に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）

④ 更生保護法人（更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する更生保護法人をいう。以下同じ。）

⑤ 宗教法人（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 4 条第 2 項（法人格）に規定する宗教法人をいう。以下同じ。）

⑥ 医療法人（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条第 2 項に規定する医療法人をいう。以下同じ。）

⑦ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項（定義）に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）

ハ 公益法人等に対する遺贈又は当該公益法人等を設立するための遺言による財産の提供の場合（3（人格のない社団等に対する贈与等）の設立準備委員会等に対する遺贈の場合を含む。） 遺贈をした者の死亡の日

三 . . .

(2) 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項第 1 号（定義）に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）の信託財産とするための贈与又は遺贈 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

イ 信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 3 条第 1 号（信託の方法）に掲げる方法によってする財産の信託（公益信託の設定のためにするものに限る。）の場合 当該公益信託の公益信託に関する法律第 7 条第 1 項（公益信託認可の申請）に規定する公益信託認可（ハにおいて「公益信託認可」という。）の日又は同号に規定する信託契約の締結の日のいずれか遅い日

ロ 公益信託の信託財産とするための財産の贈与の場合（イに掲げる場合を除く。） 当該公益信託の信託行為において信託財産の受入れについて権限を有する者がその受入れの決定をした日（当該財産の受入れに当たり公益信託に関する法律第 12 条第 1 項（公益信託の変更等の認可）に規定する行政庁の認可（同法附則第 4 条第 1 項（旧公益信託の新法の規定による公益信託への移行）に規定する移行認可を含む。以下このロ及びニにおいて「公益信託の変更等の認可」という。）が必要な場合は、同日又は当該公益信託の変更等の認可の日のいずれか遅い日）

ハ 信託法第 3 条第 2 号に掲げる方法によってする財産の信託（公益信託の設定のためにするものに限る。）の場合 当該公益信託の公益信託認可の日

三 公益信託の信託財産とするための財産の遺贈の場合（ハに掲げる場合を除く。） 当該遺贈をした者の死亡の日（当該遺贈による財産の受入れに当たり公益信託の変更等の認可が必要な場合は、当該公益信託の変更等の認可の日）

(注) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 1 項（定義）に規定する農地及び採草放牧地（以下この項において「農地等」という。）の権利の移転に当たり同法第 3 条第 1 項（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）若しくは第 5 条第 1 項本文（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）の規定による許可又は同項第 6 号の規定による届出を要する農地等が公益法人等に贈与された場合又は公益法人等を設立するために生前に提供された場合で、上記(1)イ若しくはロ又は(2)イ若しくはロに定める日において当該許可又は届出がなされていないときにおける当該農地等の「贈与のあつた日」は、当該農地等に係る当該許可があつた日又は当該届出の効力が生じた日をいうものとして取り扱う。

※ 下線部分が改正部分である。

(改正)

(説明)

措置法令第 25 条の 17 第 1 項に規定する「贈与又は遺贈のあつた日」は、所得税の課税年分の決定や、承認申請書の提出期限又は公益法人等の公益目的事業（措置法第 40 条第 1 項第 1 号に規定する公益を目的とする事業及び公益信託法第 7 条第 3 項第 4 号に規定する公益信託事務（以下「公益信託事務」という。）をいう。以下同じ。）の用に供することの期限の確定のための重要な事項となる。

本項は、措置法第 40 条第 1 項後段に規定する贈与又は遺贈^(注)（以下「贈与又は遺贈」という。）の態様別に贈与又は遺贈のあつた日の取扱いを定めているところ、本項(2)で、40 条対象受託者に対する財産の贈与又は遺贈（信託財産とするためのものに限る。）のあつた日の取扱いを明らかにした。

(注) 非課税特例の対象となる贈与又は遺贈には、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 67 条の 3 第 10 項の規定により公益信託の受託者に対して贈与又は遺贈により財産の移転が行われたものとされた場合におけるその贈与又は遺贈（つまり、公益信託の委託者が行う財産の信託）が含まれることとされている（措法 40①後段）。

ところで、公益信託の信託財産とするために財産を拠出する方法は、信託契約若しくは遺言により委託者として信託する方法又は贈与若しくは遺贈により第三者として拠出する方法がある。このうち、公益信託の設定のための信託は、公益信託法第 7 条第 1 項に規定する公益信託認可（以下「公益信託認可」という。）を受けなければその効力が生じないこととされており（公益信託法 6）、既に設定されている公益信託に対して信託行為に予定されていない追加信託又は贈与若しくは遺贈（以下この説明において「信託等」という。）を行う場合には、原則として、公益信託法第 12 条第 1 項に規定する行政庁の認可（公益信託法附則第 4 条第 1 項に規定する移行認可を含む。以下この説明において「公益信託の変更等の認可」という。）を受けなければその効力が生じないこととされている（公益信託法 12③、附則 9④）。

このように、公益信託においては、その財産を拠出する場合や方法に応じて必要となる手続きが異なり、その信託等の効力が生じる時期も異なるため、手続きの異なるごとに「贈与又は遺贈のあつた日」を明確にする必要がある。

そこで、手続きの異なる以下に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める日を贈与又は遺贈の日として取り扱うこととした。

(1) 公益信託の設定のための信託契約による財産の信託の場合 公益信託の公益信託認可の日又は信託契約の締結の日のいずれか遅い日

これは、措置法第 40 条第 1 項第 1 号に規定する法人（以下「40 条対象法人」という。）を設立するための生前の贈与の場合に、その法人の成立の日を「贈与の日」と取り扱っていることと同様、公益信託の効力が生じた日を「贈与の日」とするものである。原則として、公益信託は、信託契約が締結され、かつ、公益信託認可がされることによってその効力が生じる（信託法 4①、公益信託法 6）こととされているから、その公益信託認可の日又は信託契約の締結の日のいずれか遅い日を「贈与の日」とした。

(2) 公益信託の信託財産とするための財産の贈与の場合（(1)に掲げる場合を除く。） その公益信託の信託行為において信託財産の受入れについて権限を有する者がその受入れの決定をした日（その受入れに当たり公益信託の変更等の認可が必要な場合は、同日又は当該公益信託の変更等の認可の日のいずれか遅い日）

これは、40 条対象法人に対する贈与の場合に、その法人の理事会など権限ある機関において受入れの決議をした日を「贈与の日」と取り扱っていることと同様、公益信託の信託行為において権限を有する者がその受入れの決定をした日を「贈与の日」とするものである。なお、公益信託においては、信託行為に予定されていない財産を受け入れるに当たり、受入れ可能とするための信託の変更を行う場合がある。当該信託の変更は、公益信託の変更等の認可を受けなければ、効力が生じない（公益信託法 12③、附則 9④）ことから、そのような場合においては、公益信託の信託行為において権限を有する者が受入れの決定をした日又は公益信託の変更等の認可の日のいずれか遅い日を「贈与の日」とした。

(3) 公益信託の設定のための遺言による財産の信託の場合 公益信託認可の日

40 条対象法人を設立するための遺言による財産の提供の場合には、その遺贈をした者の死亡の日を「遺贈の日」と取り扱っている。この点、一般的な遺言による信託の設定の場合も、その遺言による信託はその遺贈をした者の死亡の日効力が生じる（信託法 4②）のであるが、遺言による公益信託の設定の場合には、公益信託法第 6 条の規定により、公益信託認可を受けるまでその効力が

生じないこととされている。その公益信託認可の申請は、遺言者の死亡後に公益信託の受託者になろうとする者が行うこととされていることも踏まえ、公益信託の効力が生じる日である公益信託認可の日を「遺贈の日」とした。

- (4) 公益信託の信託財産とするための財産の遺贈の場合（(3)に掲げる場合を除く。） 遺贈をした者の死亡の日（その受入れに当たり公益信託の変更等の認可が必要な場合は、当該公益信託の変更等の認可の日）

これは、40 条対象法人に対する遺贈の場合に、その遺贈をした者の死亡の日を「遺贈の日」と取り扱っていることと同様、40 条対象受託者に遺贈をした者の死亡の日を「遺贈の日」とするものである。なお、(2)のとおり、公益信託の信託行為に予定されていない財産を受け入れる場合に、公益信託の変更等の認可を受ける場合があるところ、当該認可は必ず当該死亡の日以後にされることから、その場合の「遺贈の日」は公益信託の変更等の認可の日とした。

《参考 1》公益信託認可等に関する運用について（令和 7 年 12 月、内閣府公益認定等委員会・内閣府公益法人行政担当室）（抄）

第 4 章 公益信託認可の申請等

第 1 節 信託行為

第 1 信託行為（総論）

2 遺言

- 遺言は、遺言者の死亡の時から効力を生じる（民法第 985 条第 1 項）ものであり、読替信託法第 3 条第 2 号の方法に基づく遺言信託による公益信託認可の申請は、以下の事情を踏まえ遺言者死亡後に行う必要がある。
 - (1) 遺言者は、遺言の撤回や内容の変更が可能のため、遺言者の生存中においては公益信託に係る内容が削除又は変更される可能性を否定できないこと。
 - (2) 遺言により受託者となる者が指定されても、指定された者は公益信託を引き受けるか否かを選択でき（信託法第 5 条第 1 項）、公益信託を引き受けない可能性があること。指定された者が引き受けない場合、裁判所が受託者を選任することとなる（信託法第 6 条第 1 項）。
 - (3) 包括遺贈の場合の遺留分減殺請求への対応等により、公益信託に抛出できる信託財産の確定が遺言者の死亡後となる可能性があること。

《参考 2》40 条対象法人及び 40 条対象受託者に対する贈与又は遺贈のあった日

	40 条対象法人	40 条対象受託者
① 法人設立又は公益信託設定のための財産の贈与	法人の成立した日	信託契約の締結の日又は公益信託認可の日のいずれか遅い日
② 法人又は公益信託への贈与（①の贈与を除く。）	受入れの決議をした日	受入れの決定日（公益信託の変更等の認可が必要な場合は、同日又は公益信託の変更等の認可の日のいずれか遅い日）
③ 法人設立又は公益信託設定のための遺言による財産の移転	遺贈をした者の死亡の日	公益信託認可の日
④ 法人又は公益信託への遺言による財産の移転（③の移転を除く。）		遺贈をした者の死亡の日（公益信託の変更等の認可が必要な場合は、当該認可の日）

《参照条文》

- 公益信託に関する法律（抄）

第一節 公益信託の効力

第六条 公益信託は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（公益信託認可の申請）

第七条 公益信託の受託者となろうとする者は、前条の認可（以下「公益信託認可」という。）を申請しなければならない。

2 省 略

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三 省 略

四 当該公益信託に係る信託事務（以下「公益信託事務」という。）を処理するのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする当該公益信託の信託財産に係る財産目録その他の内閣府令で定める書類

五・六 省 略

（公益信託の変更等の認可）

第十二条 公益信託に係る信託の変更（信託法第六章第一節の信託の変更をいう。以下同じ。）又は同法第六十二条第一項（同法第二百二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による新受託者（同法第六十二条第一項に規定する新受託者をいう。以下この条及び第三十一条において同じ。）若しくは新信託管理人（同法第二百二十九条第一項に規定する新信託管理人をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の選任その他の第七条第二項各号に掲げる事項の変更をするときは、当該公益信託の受託者（当該新受託者を含む。）は、あらかじめ、行政庁の認可を申請しなければならない。ただし、同法第五十条第一項の規定による信託の変更、第三十一条第一項若しくは同法第七十三条第一項の規定による新受託者の選任、同法第六十二条第四項（同法第二百二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による新受託者若しくは新信託管理人の選任又は内閣府令で定める軽微な信託の変更については、この限りでない。

2 省 略

3 公益信託に係る信託の変更並びに新受託者及び新信託管理人の選任その他の第七条第二項各号に掲げる事項の変更は、第一項ただし書の規定の適用がある場合を除き、同項の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4～6 省 略

附 則

（旧公益信託の新法の規定による公益信託への移行）

第四条 旧法公益信託及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号。以下「信託法整備法」という。）第二条の規定によりなお従前の例によることとされた信託法整備法第一条の規定による改正前の信託法（大正十一年法律第六十二号。第三項及び附則第八条第二項において「旧信託法」という。）第六十六条に規定する公益信託（以下この項において「旧信託法公益信託」という。）は、移行期間内において、新法第三条に規定する行政庁（以下「行政庁」という。）の認可（以下「移行認可」という。）を受けた場合には、新法第七条第一項に規定する公益信託認可（附則第十二条において「公益信託認可」という。）を受けたものとして新法の規定による公益信託となることができる。この場合において、移行期間内に当該移行認可を受けていない旧法公益信託及び旧信託法公益信託（以下「旧公益信託」という。）は、移行期間が満了する日に終了するものとする。

2・3 省 略

（移行認可の申請のためにする信託の変更等）

第九条 移行認可の申請に係る旧公益信託の信託行為においては、当該旧公益信託に係る信託の変更により、公益事務を行うことのみを目的とする旨及び新法第四条第二項各号に掲げる事項を定めなければならない。

2 前項の信託の変更その他移行認可の申請に関し必要な旧公益信託に係る信託の変更は、信託行為の定めにより、又は委託者、受託者及び信託管理人の合意によってしなければならない。

3 省 略

4 第二項の信託の変更は、移行認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 省 略

○ 信託法（抄）

（信託の方法）

第三条 信託は、次に掲げる方法のいずれかによってする。

一 特定の者との間で、当該特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の契約（以下「信託契約」という。）を締結する方法

二 特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の遺言をする方法

三 省 略

（信託の効力の発生）

第四条 前条第一号に掲げる方法によってされる信託は、委託者となるべき者と受託者となるべき者との間の信託契約の締結によってその効力を生ずる。

2 前条第二号に掲げる方法によってされる信託は、当該遺言の効力の発生によってその効力を生ずる。

3・4 省 略

〔措令第 25 条の 17 第 5 項第 2 号関係〕

(公益法人等の福利厚生施設等として使用される場合)

- 14 財産等が、贈与又は遺贈を受けた公益法人等の理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの(当該贈与又は遺贈が公益信託の信託財産とするためのものである場合には、当該公益信託の受託者(措置法第 40 条第 1 項第 2 号に規定する受託者をいう。以下同じ。))及び公益信託に関する法律第 4 条第 2 項第 2 号((公益信託の要件))に規定する信託管理人(当該受託者又は信託管理人が法人である場合には、その同法第 9 条第 2 号((欠格事由))に規定する理事等(以下「理事等」という。))を含む。))並びに当該公益信託の合議制の機関の構成員)若しくは当該公益法人等の社員又は職員のための宿舍、保養所その他の福利厚生施設として利用される場合には、当該財産等は、公益目的事業の用に直接供されていることとはならないことに留意する。

．．．

※ 下線部分が改正部分である。

(改正)

(説明)

非課税特例の適用を受けるためには、公益法人等に対する財産の贈与又は遺贈で、当該財産を贈与又は遺贈があった日以後 2 年以内に当該公益法人等の公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであることなど、一定の要件を満たすものとして、措置法第 40 条第 1 項後段に規定する国税庁長官の承認(以下「非課税承認」という。)を受ける必要がある。この公益目的事業の用に直接供されるかどうかの判定は、当該財産そのものが、当該公益目的事業の用に直接供されるかどうかにより行うこととされている。

ところで、土地等や建物などの財産が、40 条対象法人の役員等(理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるものをいう。以下同じ。)や職員の宿舍、それらの者及びその家族の利用に供される保養所その他の福利厚生施設又はそれらの敷地(以下この説明において「福利厚生施設等」という。)として使用されている場合には、当該 40 条対象法人の行う公益目的事業に間接的に寄与するものであって、当該贈与又は遺贈に係る公益目的事業の用に直接供されているとは認められないことを本項で明らかにしている。

令和 6 年度税制改正において公益信託の信託財産とするための贈与又は遺贈が非課税特例の対象とされたが、その寄附財産が公益信託の信託関係人^(注)やその職員の福利厚生施設等として利用されている場合も、公益目的事業の用に直接供されているとは認められないことから、本項の改正によりそのことを明らかにした。

(注) 信託関係人とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 受託者又は公益信託法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する信託管理人(以下「信託管理人」という。)
- (2) 受託者又は信託管理人が法人である場合には、その理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者(以下「理事等」という。)
- (3) 合議制の機関の構成員

〔措令第 25 条の 17 第 5 項第 3 号及び第 6 項関係〕

(相続税等の負担の不当減少についての判定)

- 17 措令第 25 条の 17 第 5 項第 3 号の規定による所得税又は相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められるかどうかの判定は、原則として、贈与又は遺贈が、同条第 6 項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める要件を満たしているかどうかにより行うものとする。

ただし、当該贈与又は遺贈が同項第 1 号に掲げる場合に該当する場合において、その公益法人等の理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下「役員等」という。）及び職員のうちに、その財産の贈与若しくは遺贈をした者又はこれらの者と親族その他同号イに規定する特殊の関係がある者（以下 19 の 3 において「親族等」という。）が含まれていない事実があり、かつ、これらの者が、当該公益法人等の財産の運用及び事業の運営に関して私的に支配している事実がなく、将来も私的に支配する可能性がないと認められる場合には、同号イに掲げる要件を満たさないときであっても、同号ロからホまでに掲げる要件を満たしているときは、同条第 5 項第 3 号の規定による所得税又は相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められることに該当するものとして取り扱う。

※ 下線部分が改正部分である。

(改正)

(説明)

公益法人等に対する贈与又は遺贈について、非課税承認を受けるためには、所得税又は相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること（措令 25 の 17⑤三。以下「不当減少要件」という。）が要件の一つとされている。

本項本文では、40 条対象法人に対する贈与又は遺贈に係る不当減少要件の判定基準について、措置法令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号イからホまでの趣旨を踏まえた原則的な取扱いを定めている。一方で、本項ただし書においては、次の要件を満たす 40 条対象法人への贈与又は遺贈については、不当減少要件の判定要件のうち、40 条対象法人の寄附行為、定款又は規則においてその役員等の親族等^(注 1)の数を制限する旨の定めがあること（措令 25 の 17⑥一イ）を免除する例外的な取扱いを定めている。

- (1) 当該 40 条対象法人の役員等及び職員のうちに、その贈与若しくは遺贈をした者又はこれらの者の親族等が含まれていないこと
- (2) 贈与若しくは遺贈をした者又はこれらの者の親族等が当該 40 条対象法人の財産の運用及び事業の運営に関して私的に支配している事実がなく、将来も私的に支配する可能性がないと認められること

(注 1) 親族等とは、その者と親族関係を有する者及びこれらと特殊の関係がある者をいう。

(注 2) 特殊の関係がある者とは、次に掲げる関係を有する者をいう。

- ① その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② その者の使用人及び使用人以外の者でその者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ③ ①又は②に掲げる者の親族で、これらの者と生計を一にしている人
- ④ 次に掲げる法人の法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 15 号に規定する役員（イにおいて「会社役員」という。）又は使用人
 - イ その者が会社役員となっている他の法人
 - ロ その者及び①から③までに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第 2 条第 10 号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

この例外的な取扱いは、例えば、宗教法人の信者などの法人の運営と全く関係のない者、いわゆる善意の第三者からの寄附の場合には、当該法人がその寄附者に特別の利益を与えるとは考えられないことから、弾力的な対応をするものである。

なお、(1)の要件は、承認特例における親族制限等要件（措令 25 の 17⑦一）と同様の内容であることから、贈与又は遺贈に係る 40 条対象法人が承認特例の対象となるもの（公益社団法人、公益財団法人、学校法人など）である場合において、(1)の要件を充足しているときには、承認特例による申請が行われることが一般的であり、本項ただし書は、事実上、承認特例の対象とならない 40 条対象法人（宗教法人、認可地縁団体など）への贈与又は遺贈についての取扱いとなっている実態がある。

ところで、40 条対象受託者への贈与又は遺贈（信託財産とするためのものに限る。）についても、40 条対象法人への贈与又は遺贈と同様、非課税承認を受けるための要件の一つとして不当減少要件を

満たす必要がある（措令 25 の 17⑤三）ことから、本項ただし書の取扱いの対象とすることも考えられる。

しかしながら、令和 7 年度税制改正により、40 条対象受託者は承認特例の対象となる公益法人等とされたため、贈与又は遺贈（信託財産とするためのものに限る。以下この説明において同じ。）をした者が、公益信託の受託者又は信託管理人（当該受託者又は信託管理人が法人である場合には、理事等を含む。）及びこれらの者（個人に限る。）^{（注）}の親族等に該当しない場合（措令 25 の 17⑦一）には、他の承認特例の対象となる 40 条対象法人と同様に、承認特例による申請が行われることが想定され、40 条対象受託者への贈与又は遺贈を、本項ただし書の取扱いの対象とする必要性は極めて低いと考えられる。

（注）公益信託の受託者又は信託管理人（個人に限る。）とは、次に掲げる者をいう。

- （1） 公益信託の受託者である個人
- （2） 公益信託の信託管理人である個人
- （3） 公益信託の受託者が法人である場合のその法人の理事等
- （4） 公益信託の信託管理人が法人である場合のその法人の理事等

したがって、40 条対象受託者への贈与又は遺贈については、本項本文の取扱いはあるものの、本項ただし書の取扱いはないことを明らかにした。

(信託行為の定めるところにより適正に運営される公益信託であるかどうかの判定)

19 の 3 措令第 25 条の 17 第 6 項第 2 号イに規定する「その公益信託が、その信託行為の定めるところにより適正に運営されるものである」かどうかの判定は、贈与又は遺贈により財産を受け入れた公益信託について、次に掲げる事実が認められるかどうかにより行うものとして取り扱う。

(1) 信託行為において、次に掲げる事項（公益信託の全ての受託者が、措置法第 40 条第 1 項第 1 号に掲げる者であり、かつ、措令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号イに掲げる要件を満たすものである場合には、ロに掲げる事項を除く。）が定められていること。

イ 公益信託に関する法律において信託行為の記載事項と定められている事項

なお、この場合においては、次に掲げる事項が信託行為に定められていなければならないことに留意する。

(イ) 措令第 25 条の 17 第 6 項第 2 号二に定める残余財産の帰属に関する規定

(ロ) 贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が会社役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ運営委員会等（措規第 18 条の 19 第 5 項第 1 号に規定する運営委員会等をいう。以下この項において同じ。）において運営委員等（同号に規定する運営委員等をいう。以下この項において同じ。）の総数の 3 分の 2 以上の承認（運営委員会等が設置されていない場合には、公益信託に関する法律第 4 条第 2 項第 2 号に規定する信託管理人（以下「信託管理人」という。）の同意）を得ることを必要とすること。

ロ 運営委員会等に関する次に掲げる事項

(イ) 運営委員等から構成される運営委員会等を設置すること。

(ロ) 運営委員等の定数は、3 名以上であること。

(ハ) 運営委員等のうち親族等の数が当該運営委員等の数のうちに占める割合は 3 分の 1 以下とすること。

(ニ) 運営委員会等の議事の決定は、運営委員等の過半数が出席し、その出席した運営委員等の過半数の議決を必要とすること。

(ホ) 信託財産の処分その他の公益信託に関する法律第 7 条第 3 項第 4 号に規定する公益信託事務（以下「公益信託事務」という。）の処理に関する重要な事項で次に掲げるものについて、運営委員会等の同意を得ることを必要とすること。

A 収支予算（事業計画を含む。）

B 収支決算（信託概況報告を含む。）

C 信託財産の処分

D 借入金（その信託事務年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

E 信託行為の変更

F 信託の終了並びに併合及び分割

(ヘ) 運営委員等に対して当該公益信託の信託財産から支払われる報酬の額の算定の根拠で、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないことを明らかにするもの。

(2) 当該公益信託の事務の運営及び運営委員等の選任などが、法令及び信託行為に基づき適正に行われていること。

(3) 当該公益信託の経理については、その公益信託の事務の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するに必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていると認められること。

(新設)

(説明)

40 条対象受託者に対する贈与又は遺贈（信託財産とするためのものに限る。以下この説明において同じ。）について、非課税承認を受けるためには、不当減少要件を満たす必要があるのであるが、その判定要件の一つとして「公益信託が…適正に運営されるものであること」がある（措令 25 の 17⑥二イ）。

ところで、公益信託は、公益法人と共通の枠組みで認可・監督を行う仕組みとされているところ、「適正に運営される公益信託である」かどうかの判定は、公益法人における「運営組織が適正である」かどうかの判定と整合的なものとするのが適切であると考えられる。

この点、公益法人における「運営組織が適正である」かどうかの判定は、40 条通達 18（（その運営組織が適正であるかどうかの判定））において、

- (1) 定款に、公益認定法において定款の記載事項と定められている事項が定められていること
 - (2) 事業運営が適正であること
 - (3) 経理に必要な帳簿書類を備え記帳が適正であること
- により行うこととされている。

そこで、本項では、「適正に運営される公益信託である」かどうかの判定については、

- ① 信託行為に、公益信託法において信託行為の記載事項と定められている事項及び措置法規則第 18 条の 19 第 5 項第 1 号に規定する運営委員会等（以下この説明において「運営委員会等」という。）に関する事項が定められていること
 - ② 事務運営が適正であること
 - ③ 経理に必要な帳簿書類を備え記帳が適正であること
- により行うことを明らかにした。

なお、①のうち運営委員会等に関する事項については、措置法令第 25 条の 17 第 6 項第 2 号ロ及び措置法規則第 18 条の 19 第 5 項の規定に基づき、40 条対象受託者への贈与又は遺贈に限って信託行為に定めることを求めているが、その受託者（複数ある場合には、全ての受託者）が 40 条対象法人であって、措置法令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号イに掲げる要件を満たすものである場合には、信託行為に定めることを要しないことに留意する。

おって、運営委員会等が関与することとされたのは、公益信託に 40 条対象法人のような合議制の機関の設置が義務付けられておらず、また、個人や営利企業等様々な主体が受託者となり得ることから、その組織の適正性を担保するためであることを踏まえ、40 条対象法人の合議制の機関に求められている事項を参考に、運営委員会等の要件を明らかにした。

《参考 1》 公益信託認可等に関する運用について（令和 7 年 12 月、内閣府公益認定等委員会・内閣府公益法人行政担当室）（抄）

第 1 章 基本的事項（総則）

第 1 節 ガイドラインの趣旨・目的

第 1 公益信託制度の経緯

- 令和 6 年 3 月、①主務官庁制を廃止し、公益法人と共通の行政庁による認可・監督制を創設し、②認可の基準・ガバナンス等を法定すること等を内容とする法案が閣議決定された。令和 6 年の通常国会において、認定法の改正法案と併せて公益信託法案が審議され、与野党の賛同を得て可決・成立した（令和 6 年 5 月 22 日公布）。

《参考 2》 令和 6 年度税制改正の解説（財務省）（抄）

租税特別措置法等（所得税関係）の改正

第四 その他の改正

二 新たな公益信託制度の創設に伴う租税特別措置法等の整備

2 改正の内容

- (1) 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置の改正

- ③ 贈与者等の所得税等を不当に減少させる結果とならないこととの非課税承認要件を満たすための条件の整備

（注 1）・・・公益信託が公益法人のように機関が設けられず、また、個人や営利企業等様々な主体が受託者となり得ることから、組織の適正性に関する条件に代わる条件として、原則として一定の要件を満たす運営委員会等の関与を求めることとされたものです。

(特別の利益を与えること)

19 の 4 措令第 25 条の 17 第 6 項第 2 号ハの規定による特別の利益を与えることとは、具体的には、例えば、次の(1)又は(2)に該当すると認められる場合が、これに該当するものとして取り扱う。

(1) 公益信託の信託行為又は事業計画書などにおいて、次に掲げる者に対して、当該公益信託の信託財産を無償で利用させ、又は与えるなど特別の利益を与える旨の記載がある場合

イ 財産の贈与をする者

ロ 当該公益信託の受託者又は信託管理人（これらの者が法人である場合には、その理事等を含む。以下ハにおいて同じ。）

ハ 財産の贈与若しくは遺贈をする者、当該公益信託の受託者又は信託管理人（個人に限る。以下ニにおいて「贈与等をする者等」という。）の親族

ニ 贈与等をする者等と特殊の関係がある者

(2) 公益信託の受託者がその公益信託事務を処理するに当たり、上記(1)イからニまでに掲げる者に対して、次に掲げるいずれかの行為をし、又は行為をすると認められる場合

イ 公益信託の信託財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。

ロ これらの者に金銭の貸付けをすること。

ハ 公益信託の信託財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。

ニ これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃借料で借り受けること。

ホ これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から公益目的事業の用に直接供するとは認められない財産を取得すること。

ヘ これらの者に対して公益信託に関する法律第 8 条第 11 号（（公益信託認可の基準））に規定する支払基準、公益信託に関する法律施行規則（令和 7 年内閣府令第 63 号）第 1 条第 13 号に規定する報酬の算定方法その他の報酬に関する支払基準に比し過大な報酬を支払うこと。

ト これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受けをすること。

チ 契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。

リ 事業の遂行により供与する公益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること。

(新設)

(説明)

措置法令第 25 条の 17 第 5 項第 3 号においては、贈与者若しくは遺贈者の所得に係る所得税の不当減少又は贈与者若しくは遺贈者の親族その他特別の関係がある者の相続税若しくは贈与税の不当減少を規定している。

このような税負担が不当に減少する結果となるかどうかは、専ら公益信託の運営を基として判定することになるので、その結果を招来すると認められる公益信託の受託者の行為は、税負担の不当減少となる者について直接的であると間接的であるとを問わず、広く取り込むこととして規定されている（措令 25 の 17⑥二ハ）。

本項においては、基本的には、40 条対象法人に係る特別の利益の取扱い（40 条通達 19（（特別の利益を与えること）））と同様の内容としつつ、公益信託特有の事情等を踏まえた具体的な行為等を例示した。

例えば、「金銭の貸付け」について、40 条対象法人においては、その法人の他の従業員に比し有利な条件で、金銭の貸付けをすることが特別の利益を与える行為として例示されている（40 条通達 19(2)ロ）。一方で、公益信託は公益事務を行うこと「のみ」を目的とし（公益信託法 8 一）、収益事業を行うことができないこと等から特別の利益を受ける対象者に金銭の貸付けを行うこと自体が、公益信託の本旨に従った信託財産の運用であるとは考え難い。また、このような行為は、公益信託法第 8 条第 5 号の特別の利益の供与に該当し、公益信託法第 30 条第 2 項第 1 号の規定により公益信託認可の取消事由に該当する可能性がある。そこで、公益信託の受託者が行う金銭の貸付けは、特別の利益を与える行為として取り扱うこととした。

《参考》 公益信託認可等に関する運用について（令和 7 年 12 月、内閣府公益認定等委員会・内閣府公益法人行政担当室）（抄）

第 3 章 公益信託認可基準等

第 1 節 公益信託認可基準（公益信託法第 8 条）

第 1 公益信託の目的（公益信託法第 8 条第 1 号）

- 公益信託法第8条第1号は、「公益事務を行うことのみを目的とする」ものであることを定めている。認定法第5条第1号においては、「公益目的事業を行うことを『主たる』目的」とされ、収益事業等を行うことができるのに対し、公益信託においては、公益事務以外の事務を目的とすることは認められていない。

(中 略)

第5 特別の利益供与の禁止 (公益信託法第8条第5号及び第6号)

- 1 委託者、受託者、信託管理人その他の公益信託の関係者に対し、信託財産を用いて特別の利益を与えないものとした趣旨 (公益信託法第8条第5号)

公益信託は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために公益事務を行うことのみを目的とすることから、特定の者に対してのみ特別な利益を供与することは、公益信託として適当ではない。そして、当該公益信託の委託者、受託者及び信託管理人は、その地位を利用して、自ら又は自らの親族等に対して利益を誘導し得ることから、特別な利益の供与を禁止すべき対象として特に考慮することとしたものである。そこで、公益信託の受託者がその公益信託事務を処理するに当たり、関係者 (公益信託令第1条) に対して信託財産を用いて特別の利益を与えないことが、公益信託認可の基準として設けられている。

《参照条文》

○ 公益信託に関する法律 (抄)

(公益信託認可の基準)

第八条 行政庁は、公益信託認可の申請に係る公益信託が次に掲げる基準 (その信託行為において信託財産が寄附により受け入れた金銭又は預貯金、国債その他これらに準ずる資産 (いずれも内閣府令で定める要件に該当するものに限る。)) に限られる旨及び当該信託財産 (その信託財産に帰せられる収益を含む。)) について内閣府令で定める方法によってのみ支出する旨を定める公益信託 (第十六条第一項において「特定資産公益信託」という。)) にあつては、第八号から第十号までに掲げる基準を除く。第三十条第二項第一号において同じ。) に適合すると認めるときは、公益信託認可をするものとする。

一 公益事務を行うことのみを目的とするものであること。

二～四 省 略

五 受託者がその公益信託事務を処理するに当たり、委託者、受託者、信託管理人その他の政令で定める公益信託の関係者に対し信託財産を用いて特別の利益を与えるものでないこと。

六～十三 省 略

(公益信託認可の取消し)

第三十条 省 略

- 2 行政庁は、公益信託が次の各号のいずれかに該当するときは、その公益信託認可を取り消すことができる。

一 第八条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなった場合

二～四 省 略

3・4 省 略

(措令第 25 条の 17 第 6 項第 2 号への判定方法)

19 の 5 措令第 25 条の 17 第 6 項第 2 号への判定は、受託者ごとに、信託財産として有する当該株式の発行法人の株式の数に信託法第 2 条第 8 項((定義))に規定する固有財産として有する当該株式の発行法人の株式の数を加えて行うことに留意する。

(注) 共同受託の場合には、信託法第 79 条((信託財産の合有))の規定により信託財産は合有とされることから、上記の判定における株式の数の計算は、公益信託の信託財産とされた株式の数の全部を各受託者がそれぞれ有するものとして行うことに留意する。

(新設)

(説明)

40 条対象受託者に対する贈与又は遺贈に係る非課税承認における不当減少要件の判定要件の一つとして、当該贈与又は遺贈を受けた財産が株式の場合には、当該株式の取得により 40 条対象受託者の有することとなる当該株式の発行法人の株式がその発行済株式の総数の 2 分の 1 を超えることとならないことがある(措令 25 の 17⑥二へ)。

本項では当該 40 条対象受託者が信託財産として所有する株式とその固有財産(信託法第 2 条第 8 項に規定する固有財産をいう。)として所有する株式とがある場合は、それらの株式の数を合計して、発行済株式の総数の 2 分の 1 を超えるかどうかを判定することを明らかにした。

なお、公益信託の受託者が 2 以上ある場合には、信託財産は受託者全員の合有とされるから(信託法 79)、当該公益信託の信託財産に属する株式の全てを各受託者がそれぞれ有しているものとして判定することを注書で明らかにした。

《参照条文》

○ 信託法(抄)

(定義)

第二条 省 略

2～7 省 略

8 この法律において「固有財産」とは、受託者に属する財産であつて、信託財産に属する財産でない一切の財産をいう。

9～12 省 略

(信託財産の合有)

第七十九条 受託者が二人以上ある信託においては、信託財産は、その合有とする。

〔措置法第 40 条第 3 項関係〕

（主宰受託者の意義）

23 の 3 措令第 25 条の 17 第 16 項の「主宰受託者」とは、公益信託の受託者が 2 以上ある場合において、中心となって公益信託事務の全体を取りまとめる受託者をいう。この場合、全体を取りまとめているかは、信託行為に基づき、信託財産の受入れ事務、信託財産の管理又は処分に關する事務、収益計算の報告事務等の処理の実態を総合的に判定する。

（新設）

（説明）

国税庁長官は、公益法人等が贈与又は遺贈を受けた財産を、当該公益法人等の公益目的事業の用に直接供しなくなった場合など一定の事実が生じた場合には、非課税承認を取り消すことができることとされている（措法 40②③）。

この非課税承認の取消しがあった場合には、その取り消されることとなった事実の内容に応じ、当該贈与若しくは遺贈をした者又は当該公益法人等に所得税を課税するのであるが、その課税をする当該公益法人等が公益信託の受託者である場合において、当該受託者が 2 以上あるときは、当該公益信託の信託事務を主宰する受託者（以下この説明において「主宰受託者」という。）に所得税を課税することとされている（措法 40④四前段、措令 25 の 17⑯）。

ここでいう「主宰」とは、一般に中心となって全体を取りまとめるという意味であることから、主宰受託者の判定に当たっては、信託契約に基づき、信託財産の受入れ事務、信託財産の管理又は処分に關する事務、収益計算の報告事務等の処理の実態を総合的に勘案することを本項で明らかにしている。

なお、受託者が 2 以上ある場合は、公益信託認可の申請において代表受託者を定めることがある。この代表受託者は、公益信託法第 3 条に規定する行政庁（以下「行政庁」という。）からの連絡に対応する窓口となるなど、公益信託事務を円滑に処理するために定めることが推奨されているものであるため、主宰受託者の判定に当たっては、代表受託者であることだけをもって判定するものではないことに留意する。

おって、受託者が 2 以上ある公益信託について、次に掲げる非課税承認の継続の特例の適用を受ける場合や申請又は届出を行う場合には、その届出書等を当該公益信託の主宰受託者が提出することとされていることにも留意する。

- (1) 買換資産を取得する場合における非課税承認の継続の特例（措法 40⑤一）
- (2) 特定買換資産を取得する場合における非課税承認の継続の特例（措法 40⑤二）
- (3) 特定贈与等に係る公益信託の受託者に任務終了事由等が生じた場合における非課税承認の継続の特例（措法 40⑪）
- (4) 特定贈与等に係る公益信託が終了する場合における非課税承認の継続の特例（措法 40⑫）
- (5) 特定贈与等に係る受贈法人等から合併等により資産の移転等を受けた場合における非課税承認の継続の特例（措法 40⑬⑭）
- (6) 公益法人等が所有する資産が特定贈与等に係る財産等であることの確認をする場合の申請（措法 40⑱）
- (7) 財産等を特定管理方法により管理している公益法人等における公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出（措令 25 の 17⑭）
- (8) 公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出（40 条通達 23 の 2）
- (9) 公益信託の主宰受託者の変更があった場合の届出

《参考》 公益信託認可等に関する運用について（令和 7 年 12 月、内閣府公益認定等委員会・内閣府公益法人行政担当室）（抄）

第 4 章 公益信託認可の申請等

第 2 節 公益信託認可の申請等

第 2 公益信託認可の申請（公益信託法第 7 条）

1 申請書

- 受託者が二人以上ある場合は、代表受託者（又は行政庁からの連絡に対応する窓口となる者）を申請書の表紙・・・に記載し、その他の受託者の氏名等については、申請書の別葉・・・に記載する。代表受託者を定めることは法令上の義務ではないが、行政庁への対応や、予期せぬ事態に迅速に対応する必要性等を考慮すると、受託者が二人以上ある場合に、公益信託事務を円滑に処理する上で、代表者を定めることが望ましい。行政庁による審査や監督の場面において、誰が

対応するかが明確ではないために迅速に対応できないようなことがあれば、全体として、公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有しないものであると判断されることがあり得ることに留意する。

《参照条文》

○ 公益信託に関する法律（抄）
（行政庁）

第三条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる公益信託の区分に応じ、当該各号に定める内閣総理大臣又は都道府県知事とする。

一 次に掲げる公益信託 内閣総理大臣

イ 公益事務を二以上の都道府県の区域内において行う旨を信託行為で定めるもの

ロ 国の事務又は事業と密接な関連を有する公益事務であって政令で定めるものを行うもの

二 前号に掲げる公益信託以外の公益信託 その公益事務を行う区域を管轄する都道府県知事

〔措置法第 40 条第 8 項関係〕

（贈与等の日）

39 措置法第 40 条第 8 項に規定する「贈与の日」又は「信託財産とする日」とは、それぞれ同項に規定する当初法人による同項に規定する引継財産の贈与の履行の日又は引渡しの日をいうものとして取り扱う。

※ 下線部分が改正部分である。

（改正）

（説明）

令和 6 年度税制改正により、「特定贈与等に係る受贈法人等が公益認定の取消しの処分を受けた場合における非課税承認の継続の特例」（措法 40⑧）の対象に、「当初法人が措置法第 40 条第 8 項に規定する引継財産を類似の公益事務をその目的とする公益信託（その公益信託の受託者が 40 条対象受託者であるものに限る。）の信託財産としようとする場合」が追加された。

この改正により、措置法第 40 条第 8 項に規定する当初法人（以下この説明において「当初法人」という。）が、その信託財産とする日の前日までに、その信託財産とする日等の一定の事項を記載した書類に、同項に規定する引継法人等（以下この説明において「引継法人等」という。）である 40 条対象受託者が同項の規定の適用を受けることを確認した書類を添付して、当初法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出した場合には、その信託財産とする日以後は、当該 40 条対象受託者は同条第 1 項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」という。）を受けた公益法人等と、当該 40 条対象受託者が信託財産として受け入れた資産は当該特定贈与等に係る財産とみなされることとされた（措法 40⑧、措令 25 の 17㉓）。

また、引継法人等である 40 条対象受託者は、信託財産とされた財産を信託財産とする日の翌日から 1 年を経過する日までの期間（当該期間内に公益信託事務の用に直接供することが困難である場合として措置法令第 25 条の 17 第 19 項に定める事情があるときは、信託財産とする日の翌日から国税庁長官が認める日までの期間）内に公益信託事務の用に直接供しなければならないとされた（措法 40⑩において準用する措法 40⑤後段）。

このため、措置法第 40 条第 8 項に規定する「贈与の日」と同様、「信託財産とする日」を明らかにする必要があるから、その信託財産に属する財産の引渡しの日を「信託財産とする日」というものとして取り扱うことを明らかにした。

〔措置法第 40 条第 9 項関係〕

(措置法第 40 条第 9 項に規定する贈与等の日)

41 措置法第 40 条第 9 項に規定する「贈与の日」又は「信託財産とする日」とは、それぞれ同項に規定する特定贈与等を受けた特定一般法人による同項に規定する財産等の贈与の履行の日又は引渡しの日をいうものとして取り扱う。

※ 下線部分が改正部分である。

(改正)

(説明)

令和 7 年度税制改正により、「特定贈与等に係る特定一般法人が他の公益法人等へ寄附財産等の贈与等をする場合における非課税承認の継続の特例」(措法 40⑨)の対象に、「特定一般法人が措置法第 40 条第 9 項に規定する財産等を類似の公益事務をその目的とする公益信託(その公益信託の受託者が 40 条対象受託者であるものに限る。)の信託財産としようとする場合」が追加された。

この改正により、措置法第 40 条第 9 項に規定する特定一般法人(以下この説明において「特定一般法人」という。)が、その信託財産とする日の前日までに、その信託財産とする日等の一定の事項を記載した書類に、同項に規定する受贈公益法人等(以下この説明において「受贈公益法人等」という。)である 40 条対象受託者が同項の規定の適用を受けることを確認した書類を添付して、特定一般法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出した場合には、その信託財産とする日以後は、当該 40 条対象受託者は特定贈与等を受けた公益法人等と、当該 40 条対象受託者が信託財産として受け入れた資産は当該特定贈与等に係る財産とみなされることとされた(措法 40⑨、措令 25 の 17②)。

また、受贈公益法人等である 40 条対象受託者は、信託財産とされた財産を信託財産とする日の翌日から 1 年を経過する日までの期間(当該期間内に公益信託事務の用に直接供することが困難である場合として措置法令第 25 条の 17 第 19 項に定める事情があるときは、信託財産とする日の翌日から国税庁長官が認める日までの期間)内に公益信託事務の用に直接供しなければならないとされた(措法 40⑩において準用する措法 40⑤後段)。

このため、措置法第 40 条第 9 項に規定する「贈与の日」と同様、「信託財産とする日」を明らかにする必要があるから、その信託財産に属する財産の引渡しの日を「信託財産とする日」というものとして取り扱うことを明らかにした。

〔措置法第 40 条第 11 項関係〕

(措置法第 40 条第 11 項に規定する認可の日)

42 の 2 措置法第 40 条第 11 項に規定する「認可…の日」とは、同項に規定する引継受託者が公益信託に関する法律施行規則第 12 条第 3 項((公益信託の変更の認可の申請))の規定により受託者の変更に係る変更後の信託行為の内容を証する書面(同項に規定する変更後の信託行為の内容を証する書面をいう。)を行政庁(公益信託に関する法律第 3 条((行政庁))に規定する行政庁をいう。)に提出した日をいうものとして取り扱う。

(新設)

(説明)

令和 6 年度税制改正において、特定贈与等を受けた公益信託の受託者(以下この説明において「当初受託者」という。)が、措置法第 40 条第 11 項に規定する任務終了事由等により、特定贈与等に係る財産等を同項に規定する引継受託者(以下この説明において「引継受託者」という。)に移転しようとする場合において、次に掲げる認可の日又は届出の日(以下この説明において「認可等の日」という。)の前日までに、その認可等の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類に、引継受託者が同項の規定の適用を受けることを確認した書類を添付して、当初受託者の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、その認可等の日以後は、引継受託者は特定贈与等を受けた公益法人等と、その引継受託者が移転を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産とみなされることとされた(措法 40⑪、措令 25 の 17⑩)。

(1) 引継受託者が、公益信託法第 12 条第 1 項に規定する新受託者の選任又は公益信託法第 7 条第 2 項各号に掲げる事項の変更につき公益信託法第 12 条第 1 項の認可を受けた者である場合におけるその認可の日

(2) 引継受託者が、公益信託法第 12 条第 1 項ただし書に規定する新受託者の選任につき公益信託法第 14 条第 1 項の規定による届出がされた者である場合におけるその届出の日

また、引継受託者は、移転を受けた資産を認可等の日から 1 年を経過する日までの期間(当該期間内に公益信託事務の用に直接供することが困難である場合として措置法令第 25 条の 17 第 19 項に定める事情があるときは、当該認可等の日の翌日から国税庁長官が認める日までの期間)内に公益信託事務の用に直接供しなければならないとされた(措法 40⑫において準用する措法 40⑤後段)。

ところで、(1)に掲げる「認可の日」は、当該認可が公益信託の行政庁の行為であるため、公益信託の受託者が事前に把握することは事実上困難である。そこで、①公益信託法上、変更の認可に伴い信託行為の内容を証する書面の記載事項に変更がある場合には、当該認可を受けた公益信託の受託者は、遅滞なく、変更後の当該書面を行政庁に提出することとされていること(公益信託法施行規則 12③)、及び②移転を受けた資産は原則としてその認可の日の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に公益信託事務の用に供しなければならないことを考慮して、引継受託者が公益信託法規則第 12 条第 3 項の規定により受託者の変更に係る変更後の信託行為の内容を証する書面を行政庁に提出した日を「認可の日」というものとして取り扱うことを明らかにした。

《参照条文》

○ 公益信託に関する法律(抄)

(公益信託認可の申請)

第七条 省 略

2 公益信託認可の申請は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。

- 一 公益信託の名称
- 二 受託者及び信託管理人の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 三 公益事務を行う都道府県の区域
- 四 公益事務の種類及び内容
- 五 その他公益信託に係る信託行為の内容に関する事項

3 省 略

(公益信託の変更等の認可)

第十二条 公益信託に係る信託の変更(信託法第六章第一節の信託の変更をいう。以下同じ。)又は同法第六十二条第一項(同法第二百九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による新受託者(同法第六十二条第一項に規定する新受託者をいう。以下この条及び第三十一条にお

いて同じ。)若しくは新信託管理人(同法第二百二十九条第一項に規定する新信託管理人をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の選任その他の第七条第二項各号に掲げる事項の変更をするときは、当該公益信託の受託者(当該新受託者を含む。)は、あらかじめ、行政庁の認可を申請しなければならない。ただし、同法第百五十条第一項の規定による信託の変更、第三十一条第一項若しくは同法第百七十三条第一項の規定による新受託者の選任、同法第六十二条第四項(同法第二百二十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による新受託者若しくは新信託管理人の選任又は内閣府令で定める軽微な信託の変更については、この限りでない。

2～6 省 略

(公益信託の変更の届出等)

第十四条 公益信託の受託者は、第十二条第一項ただし書に規定する信託の変更又は選任がされた場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

2 省 略

○ 公益信託に関する法律施行規則(抄)

(公益信託の変更の認可の申請)

第十二条 省 略

2 省 略

3 法第十二条第一項の変更の認可を受けた公益信託の受託者は、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を証する書面(当該変更の認可に伴い当該書面の記載事項に変更がある場合に限る。)を行政庁に提出しなければならない。

〔措置法第 40 条第 12 項関係〕

(措置法第 40 条第 12 項に規定する公益信託の終了の日)

42 の 3 措置法第 40 条第 12 項に規定する「公益信託の終了の日」(以下「公益信託の終了の日」という。) とは、同項に規定する当初公益信託の終了に伴う残余財産の給付の日をいうものとして取り扱う。

(新設)

(説明)

令和 6 年度税制改正において、特定贈与等を受けた公益信託(以下この説明において「当初公益信託」という。) の受託者が、措置法第 40 条第 12 項に規定する公益信託の終了(以下この説明において「公益信託の終了」という。) により、特定贈与等に係る財産等を 40 条対象法人(その当初公益信託に係る公益信託法第 4 条第 2 項第 3 号に規定する帰属権利者となるべき者に該当するものに限る。) に移転し、又は類似の公益事務をその目的とする他の公益信託(その公益信託の受託者が 40 条対象受託者であって、その当初公益信託に係る同号に規定する帰属権利者となるべき者に該当するものに限る。) の信託財産としようとする場合において、その公益信託の終了の日の前日までに、その公益信託の終了の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類に、その 40 条対象法人又は他の公益信託の受託者(以下この説明において「帰属権利者」という。) が措置法第 40 条第 12 項の規定の適用を受けることを確認した書類を添付して、当初公益信託の受託者の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、その終了の日以後は、帰属権利者は特定贈与等を受けた公益法人等と、当該帰属権利者が移転を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産とみなされることとされた(措法 40 ⑫、措令 25 の 17 ⑫)。

また、帰属権利者は、移転を受けた資産を公益信託の終了の日から 1 年を経過する日までの期間(当該期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措置法令第 25 条の 17 第 19 項に定める事情があるときは、当該公益信託の終了の日の翌日から国税庁長官が認める日までの期間)内に公益目的事業の用に直接供しなければならないとされた(措法 40 ⑬において準用する措法 40 ⑤後段)。

このため、「公益信託の終了の日」を明らかにする必要があるが、それに当たっては、公益信託の終了における残余財産の給付は、信託債務の弁済その他の清算手続が完了した後に行われるものである一方で、当該給付により移転を受けた資産は原則として公益信託の終了の日の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に供する必要があることを考慮する必要がある。

そこで、40 条対象法人の「解散の日」の取扱いを定めた 40 条通達 38((措置法第 40 条第 7 項に規定する「解散の日」))において、同様の事情から残余財産の分配又は引き渡しの日を「解散の日」と取り扱っていることと同様、公益信託の終了に伴う残余財産の給付の日を「公益信託の終了の日」というものとして取り扱うことを明らかにした。

《参照条文》

○ 公益信託に関する法律(抄)

(公益信託の要件)

第四条 省 略

2 公益信託の信託行為においては、公益事務を行うことのみを目的とする旨のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

一・二 省 略

三 帰属権利者(信託法第百八十二条第一項第二号に規定する帰属権利者をいう。第八条第十三号において同じ。) となるべき者(委託者を除く。) を指定する定め

四 省 略

3 省 略